

審 査 基 準

令和6年12月1日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手続等に関する規則
根 拠 条 項 : 第13条第2項
処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 長崎県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手続等に関する規則第13条第2項、第3項 (再交付の申請)
審 査 基 準 : 法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室又は各警察署の交通課 (地域交通課)
問 い 合 わ せ 先 : 長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 電話095-820-0110 (内線5261)
備 考 :